

6 企業立地をお考えの場合

内 容	企業用地について、県内に多様な産業団地を整備しています。 企業の立地、本社機能の移転に当たっては、助成・融資制度などの支援措置があります。	
窓 口	県内投資促進課 TEL 082-223-5151・5050 https://kurukuru.hiroshima.jp/	
	注) 本社機能移転・拡充に関する税の特例措置についてのお問い合わせ先 税務課 TEL 082-513-2327 FAX 082-222-1041	

1 県内の産業団地をお探しのとき

(県営産業団地)

令和6年4月1日現在

団地名	所 在 市 町 名	完成時期	分譲用地 面 積 (ha)	分譲状況			
				分譲済 面 積 (ha)	分譲中 面 積 (ha)	標準地分譲単価	
						円/㎡	円/坪
大朝工業団地	北広島町	平成5年6月	18.1	11.8	6.3	6,150	20,330
安浦産業団地	呉 市	平成18年9月	17.5	13.3	4.2	(安定型) 11,600	(安定型) 38,347

(市町公的団地等)

団地名	所 在 市 町 名	完成時期	分譲用地 面 積 (ha)	分譲済 面 積 (ha)	分譲中 面 積 (ha)	問い合わせ先
三良坂産業団地	三次市	平成6年	4.4	2.2	2.0	三次市産業振興部 商工観光課 商工労働・企業誘致係 TEL 0824-62-6621
東酒屋産業用地	三次市	令和4年5月	0.4	-	0.4	
日南山工業団地	安芸高田市	昭和58年	0.7	-	0.7	安芸高田市産業部 商工観光課 TEL 0826-47-4024

※面積は小数点以下四捨五入

2 設備投資等に係る支援措置を受けたいとき

■助成制度

(1) 設備投資

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
先端・成長 産業集積成 助	建物・設備	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・医療・環境・エネルギー及び航空機産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの ○新規雇用常用労働者10人以上 なお、「健康・医療・環境・エネルギー及び航空機産業」分野の場合は雇用維持 	【県内初立地】 固定資産税評価額×15%	35億円
先端・成長 研究開発 集積助成			<ul style="list-style-type: none"> ○健康・医療・環境・エネルギー及び航空機産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの ○研究開発または研究開発から量産に係る一連の投資に限る ○投資額1000億円以上（土地を除く。） ○新規雇用常用労働者100人以上 	【県内既立地】 固定資産税評価額×10%	50億円
大規模 産業集積 助成			<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○AI、IoT、ロボット化（生産性向上）に係る生産設備等への投資又は付加価値の向上が認められるもの ○大企業：投資額50億円以上（土地を除く。） ○中小企業：投資額10億円以上（土地を除く。） ○雇用維持 	【県内初立地】 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×5%	10億円
産業集積 助成			<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○大企業：投資額50億円未満（土地を除く。） ○中小企業：投資額10億円未満（土地を除く。） ○新規雇用常用労働者5人以上 なお、中山間地域は雇用維持 ○AI、IoT、ロボット化（生産性向上）に係る生産設備等への投資、または付加価値の向上が認められる投資は雇用維持 	【県内初立地】 固定資産税評価額×10% 【県内既立地】 固定資産税評価額×2%	1億円
地域 再生 支援 力 助成			<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○従業員500人以上の事業所の休止・閉鎖が公表された場合に、当該事業所内に事業所を有する企業又は当該事業所に関する受注取引額が全体の10%以上の企業が、県内で生産設備等へ投資する場合 ○雇用要件なし 	固定資産税評価額×15%	1億円

(2) 産業用地

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
県営産業団地 等立地助成	土地	県営産業団地	○製造、販売、試験研究、サービス業等	大朝工業団地	なし
				安浦産業団地	

■融資制度

◀県費預託融資制度▶

◎ 事業活動支援資金（産業支援融資）【P83 参照】

対象者	限度額	使途	融資期間 (据置期間)	貸出利率 (固定金利)
次のいずれかに該当する中小企業者 ・ 組合・特定事業者等が利用できます。 ・ 公的産業団地へ新規進出する者 ・ 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う者 ・ 県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコーン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者	2億円 (うち運転資金 6,000万円)	運転	10年 (3年)	(3年以内) 1.0% (5年以内) 1.2% (10年以内) 1.4%
		設備	15年 (3年)	(3年以内) 0.7% (5年以内) 0.9% (10年以内) 1.1% (10年超) 1.3%
窓 口	【施策関係】 県内投資促進課		TEL 082-223-5151・5050	
	【施策関係】 イノベーション推進チーム		TEL 082-223-3420	
	【融資関係】 経営革新課 金融企画グループ		TEL 082-513-3321	

※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%

※令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。

信用保証料率: 広島県信用保証協会所定の保証料率 (料率C適用)

3 本社機能の移転・新設をお考えのとき

本社機能の移転・新設をされた場合、様々な優遇措置を受けることができます。

■助成制度

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 転入助成	建物・ 設備・ 人材	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（特例措置あり） ○本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合 ○以下の要件について、いずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・本社等に勤務する3人以上の常用労働者を異動させ、移転先の事業所等の常用労働者数が3人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し1年以上継続）。 ・常用労働者4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人でも助成対象） ・常用労働者4人以上の企業が中山間地域への進出する場合。（1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象） ・国内初立地の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。（1人以上の異動または新規雇用で助成対象） ○1社1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役などの経営者層の異動1,000万円<大企業>、最大500万円<中小企業。規模により500万円もしくは200万円>（家族の移住は、1人当たり100万円） ・県外から異動となる常用雇用者1人当たり100万円（家族を含む） ・初期コストの1/2（中山間地域は2/3） 	合わせて 1億円
研究開発機能 拠点化助成			<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（特例措置あり） ○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合 ○常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（国内初立地の外国企業の場合、1人以上でも助成対象） ○1社1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円（県外から異動となる研究開発者の家族を含む） ・人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2・初期コストの1/2（中山間地域は2/3） 	合わせて 1億円
			<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究関連費の1/2 	研究関連 費（3年 間） 500万円/ 年

4 オフィスの進出をお考えのとき

■助成制度

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしまオフィス プランニング助成 (短期プロジェクト参加型)	賃料・通信回線使用料等	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> ○対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、Camps セミナー登壇企業 ○県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること ○県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること ○1人でも助成対象 ○最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間） ◎ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2 ・コストの1/2 	合わせて 500万円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成			<ul style="list-style-type: none"> ○情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業（特例措置あり） ○市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス賃借料×市町と同率・同期間 	市町と同額
				<ul style="list-style-type: none"> 通信回線使用料×市町と同率・同期間 	市町と同額

5 事業所の設置・整備に伴い、地域の求職者を雇い入れたとき

◎地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

内 容	特定地域において事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、当該地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して国が助成金を支給します。
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大竹・廿日市地域（大竹市・廿日市市）※ ・北広島・安芸太田地域（北広島町・安芸太田町）※ ・府中・神石高原地域（府中市・神石高原町） <p>※大竹・廿日市地域及び北広島・安芸太田地域については、助成金に係る計画書提出の期限は令和6年9月30日までとなります。（ただし、期限が延長となる可能性があります。延長された場合、県や厚生労働省のホームページで確認できます。）</p>
対 象 事 業 主	対象地域で事業所を設置・整備を行い、対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れた事業主
助 成 額	<p>事業所の設置費用と増加した対象労働者数に応じて、50～800万円／回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主の場合や創業の場合は、1回目の支給に対して増額措置もあります。 ・大規模雇用開発（設置費用50億円、増加労働者数100人以上）を行う事業主の場合は、対象労働者数に応じ、毎回の支給額が1億円～2億円となります。
回 数	1年ごとに最大3回
窓 口	<p>広島労働局職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832 対象地域の管轄公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>廿日市市： 廿日市公共職業安定所 TEL 0829-32-8609 大竹市： 廿日市公共職業安定所大竹出張所 TEL 0827-52-8609 府中市、神石高原町： 府中公共職業安定所 TEL 0847-43-8609 北広島市、安芸太田町： 可部公共職業安定所 TEL 082-815-8609</p>